

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁 大崎上島町長 谷川 正芳

審査請求人が令和6年4月30日付けで提起した、令和6年2月19日付け大教第118号による公文書不存在非開示決定に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

第1 事案の概要

- 1 審査請求人は、令和6年2月9日付けで、大崎上島町情報公開条例（平成15年大崎上島町条例第9号。以下「条例」という。）に基づき、令和5年12月22日に開催された令和5年度第2回大崎上島町総合教育会議（以下「本件会議」という。）の議事に係る出席者の発言の全てを公表しなかった根拠又は判断が記載された文書の開示を請求した（以下「本件開示請求」という。）。
- 2 処分庁は、本件開示請求に係る公文書を保有していないことから、令和6年2月19日付け大教第118号により、公文書不存在を理由とする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 審査請求人は、令和6年4月30日付けで、本件処分を取り消し、開示決定等の処分を行うことを求める審査請求を行った（以下「本件審査請求」という。）。
- 4 審査庁は、令和6年5月14日付け大教第40号により、大崎上島町情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、本件審査請求に係る事案について諮問した。
- 5 審査会は、令和8年8月18日付け大情個審第1号により、本件開示請求に対し、公文書不存在を理由として非開示とした実施機関の決定は妥当である旨の答申を行った。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消した上で、本件開示請求について、適正な開示決定等の処分を行うことを求める。

(2) 審査請求の理由

ア 処分庁は、本件会議の議事録（以下「本件議事録」という。）について、会議内容の要旨を公表する目的で作成していることから、出席者の全ての発言を記載する必要はないと説明している。

しかし、大崎上島町総合教育会議設置運営要綱（以下「本件運営要綱」という。）第8条第1項第3号は、議事録に記載する事項として「議事及び議事に係る出席者の発言」と規定しており、発言の要旨を記載すれば足りるとは定めていない。

一方、大崎上島町教育委員会会議規則第17条第1項第5号は「議題及び議事の概要」と、同項第7号は「質問又は討論をした者の氏名及びその要旨」と、それぞれ具体的に規定している。このように、議事又は発言を要約して記載する場合には、その旨が明示されていることから、本件議事録を発言の要旨により作成し、公表するためには、その根拠が必要である。

イ 処分庁は、総合教育会議の開催当初から、出席者の発言内容の趣旨が理解できればよいとの共通認識の下で議事録を作成してきたため、出席者の発言の全てを公表しなかった根拠又は判断が記載された文書は存在しないと説明している。

しかし、そのような共通認識が成立したことを示す具体的な根拠は明らかにされていない。また、議事録の作成担当者が発言の趣旨を判断して要約することにより、発言内容が不相当に割愛され、町民が本来得られるはずの理解が事務局の判断によって左右される可能性がある。

ウ 審査請求人は、本件会議を開会から閉会まで傍聴しており、会議の開催時間に対して、公表された本件議事録の分量が少ないことなどから、出席者の発言が相当程度割愛され、議事録を作成する過程において、公表する発言が意図的に選択されたと考えている。

エ したがって、本件運営要綱にいう「議事に係る出席者の発言」を発言の要旨と解釈し、出席者の発言の全てを公表しない運用を行うのであれば、その根拠又は判断を記載した文書又は出席者の共通認識が成立したことを示す文書が作成されているはずである。

以上から、本件開示請求に係る公文書が存在しないとした処分庁の判断には根拠がなく、本件処分は適正でないため、これを取り消し、本件開示請求につい

て、改めて適正な開示決定等の処分を行うべきである。

2 処分庁の主張

(1) 本件議事録の作成方法

ア 本町では、総合教育会議の設置当初から、出席者の発言内容の趣旨が理解できる程度に要約して議事録を作成してきた。

イ 本件議事録についても、本件会議を録音した音声を基に、その内容を要約して作成し、町長及び教育長に確認した上で、出席委員による内容確認を経て公表した。

(2) 本件開示請求に係る公文書の存否

ア 本件議事録の作成に当たり、出席者の発言の全てを公表しなかった根拠又は判断を記載した公文書及びその取扱いに関する出席者の共通認識を記録した公文書は、作成又は取得しておらず、保有していない。

イ また、町長及び教育長の指示の内容を記録した文書並びに出席委員による内容確認の経過を記録した文書について、電子メールその他の電磁的記録を含めて探索したが、その存在は確認できなかった。

(3) 本件処分の妥当性

処分庁は、本件開示請求に係る公文書を保有していないため、公文書不存在を理由として行った本件処分は適法かつ妥当であり、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 裁決の理由

1 争点

本件審査請求における争点は、本件処分時点において、本件開示請求に係る公文書を処分庁が保有していたと認められるか否かである。

2 本件議事録の作成状況

(1) 処分庁の説明及び関係資料によれば、本町では、総合教育会議の設置当初から、出席者の発言内容の趣旨が理解できる程度に要約して議事録を作成してきたことが認められる。

(2) 本件議事録についても、本件会議を録音した音声を基に、その内容を要約して作成し、町長及び教育長に確認した上で、出席委員による内容確認を経て公表したものである。

3 議事録の作成に係る起案文書等

(1) 審査会は、本件開示請求に係る公文書の存否を確認するため、「令和5年度第

2 回大崎上島町総合教育会議の議事録の作成に係る起案文書及び当該起案文書の添付書類」(以下「本件調査審議資料」という。)について調査審議を行った。

- (2) 本件調査審議資料は、本件議事録の最終案について、公表の可否を決裁するために作成された文書である。
- (3) しかし、本件調査審議資料には、本件議事録を公表する旨の決裁はあるものの、出席者の発言の全てを公表しなかった根拠又は判断は記載されていない。
- (4) したがって、本件調査審議資料は、審査請求人が本件開示請求において開示を求めた公文書には該当しない。

4 町長及び教育長の指示等に係る文書

- (1) 本件議事録の作成に係る町長及び教育長の指示の内容を記録した文書並びに出席委員による内容確認の経過を記録した文書については、電子メールその他の電磁的記録を含め、その存在は確認されていない。
- (2) また、町長による本件議事録の修正指示は、本件調査審議資料の決裁時に口頭で行われたものであり、その内容を記録した別の文書は作成されていない。
- (3) 関係資料を確認しても、これらの説明に反する事情は認められない。

5 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、本件運営要綱にいう「議事に係る出席者の発言」を発言の要旨と解釈し、発言の全てを公表しない運用を行うのであれば、その根拠又は判断を記載した文書若しくは出席者の共通認識が成立したことを示す文書が作成されているはずであると主張する。
- (2) しかし、条例に基づく公文書開示制度は、実施機関が現に保有する公文書を対象とするものである。また、一定の判断又は取扱いが行われたことから、直ちに、その根拠若しくは判断又は関係者の共通認識を記録した公文書が作成され、保有されていることになるものではない。
- (3) 本件議事録の記載内容又はその作成方法が本件運営要綱に適合しているか否かは、本件における対象公文書の保有の有無とは別の問題である。本件においては、本件議事録の作成方法そのものの適否ではなく、本件開示請求に係る公文書を処分庁が保有していたか否かを判断すべきである。
- (4) 処分庁が行った文書の探索結果、本件調査審議資料の内容及び本件議事録の作成経過を総合しても、出席者の発言の全てを公表しなかった根拠又は判断が記載された公文書を、本件処分時点において処分庁が保有していたことを具体的にうかがわせる事情は認められない。
- (5) 以上から、審査請求人の主張は、前記判断を左右するものではない。

第4 結論

以上のことから、本件処分時点において、本件開示請求に係る公文書を処分庁が保有していたとは認められず、公文書不存在を理由として行った本件処分は適法かつ妥当である。

よって、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和8年8月27日

審査庁 大崎上島町長 谷川 正芳

（教示）

- 1 この裁決に不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大崎上島町を被告として（訴訟において大崎上島町を代表する者は大崎上島町長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大崎上島町を被告として（訴訟において大崎上島町を代表する者は大崎上島町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。